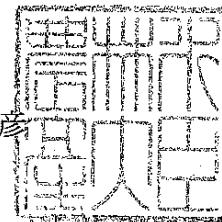


平成23年11月24日
23経営第2175号

食料・農業・農村政策審議会
会長 熊倉 功夫 殿

農林水産大臣 鹿野 道彦



諮 問

下記事項について貴審議会の意見を求める。

記

- 1 農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（別紙1）について
- 2 園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（別紙2）について

農作物共済の共済掛金標準率の算定方式の考え方（案）

平成 24 年産の水稻及び陸稻並びに平成 25 年産の麦から適用する農作物共済掛金標準率は、次により算定する。

1 基礎被害率

共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、直近 20 年間の実績金額被害率（ただし、平成 5 年産の水稻に係る被害率については、農業共済再保険特別会計の農業勘定における平成 5 年度の再保険金の支払財源の不足に対処するための特別措置に関する法律（平成 5 年法律第 95 号）に基づき定められた著しく異常な災害に係る部分に相当する再保険金の額を基礎として、当該部分に該当する率を除いた率）を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 農作物通常標準被害率

共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち農作物通常標準被害率(q_1)以下の部分の被害率の平均値を p_1 とするとき、次式を満たすように農作物通常標準被害率を定める。

(1) 特定組合

$$p_1 = 0.8 q_1 - 1.1$$

(2) 特定組合以外の組合等

$$p_1 = 0.8 q_1 - 0.8$$

3 農作物共済掛金標準率

- (1) 共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び組合等の区域ごとに、各年の基礎被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えないものにあってはその被害率を、超えるものにあっては農作物通常標準被害率を用いて平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物通常共済掛金標準率とする。
- (2) 共済目的の種類ごと、農作物共済の共済事故等による種別ごと及び都道府県の区域ごとに当該都道府県の区域内にある組合等の区域ごとの各年の被害率のうち、農作物通常標準被害率を超えるもののその超える部分の率を当該組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとして算術平均して得た率の平均値を算定し、その平均値に対し農作物共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率とする。
- (3) 組合等の区域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとするその算術平均が農作物異常共済掛金標準率の算定基礎率に一致し、かつ、その相互の比が各組合等の危険の程度を表示する指標の比に一致するように配分したものを農作物異常共済掛金標準率とする。
- (4) 農作物通常共済掛金標準率と農作物異常共済掛金標準率との和を農作物共済掛金標準率とする。

園芸施設共済の基準共済掛金率の算定方式の考え方（案）

平成 24 年 4 月 1 日以降に共済責任期間が開始する園芸施設共済の共済関係に適用する基準共済掛金率は、次により算定する。

1 基礎被害率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、直近 20 年間の実績金額被害率を基礎とし、必要に応じて修正を行ったものを各年の基礎被害率とする。

2 基準共済掛金率

施設区分ごと、園芸施設共済の共済目的等による種別ごと及び農林水産大臣が定める地域ごとに、各年の基礎被害率の平均値を算定し、その平均値に対し園芸施設共済の積立金の水準を踏まえた所要の調整を行ったものを園芸施設基準共済掛金率とする。